

企業立地促進法に基づく緑地率の緩和

工場立地法(緑地規制)

● 国の基準

緑地を含む環境施設の面積率:25%以上
(25%のうち緑地面積率は20%以上)
残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設
(緑地以外の環境施設とは、噴水、屋外運動場、広場等)

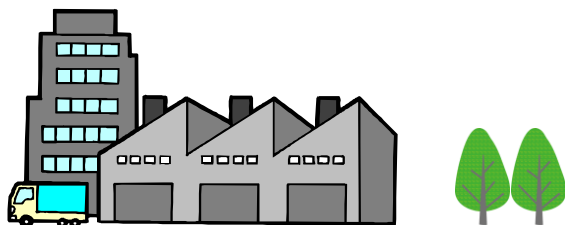
工場立地法とは

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするために、一定の業種及び規模の工場を新增設する際などに、事前に町へ届け出ることを義務付けており、工場敷地内に設けるべき緑地面積率などの規定があります。

《届出対象工場(特定工場)》

- ・業種→製造業、電気・ガス・熱供給業
- ・規模→敷地面積 9,000 m²以上

または 建築面積 3,000 m²以上



「企業立地促進法」における緑地等の面積規制に係る措置

● 制度の枠組み

国の同意基本計画がある地域においては、市町村が条例で重点区域内の緑地面積率を設定することが可能

阿見町は、圏央道沿線の13自治体で組織する協議会に加盟し、この地域への産業集積のための計画となる「茨城圏央道産業ゾーンの基本計画」を作成し、国の同意を得ています。この基本計画において、阿見町内の企業立地重点促進区域を以下の区域に位置づけ、町内への企業立地の促進を図ります。

特例措置

企業立地重点促進区域の名称	企業立地重点促進区域の種別	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地に対する割合
阿見吉原土地区画 整理事業地区	甲種区域	100分の15以上	100分の20以上
筑波南第一工業団地	乙種区域	100分の10以上	100分の15以上
福田工業団地			
阿見東部工業団地			

企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)とは

地域の主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としています。地域が作成した基本計画に国が同意すると、緑地率の緩和など、地域の実情にあった条例制定が可能となります。